



業務改善計画の 進捗状況について

(含む「反社会的勢力遮断への取組み
プラン」の進捗状況について)

(令和8年9月末基準)

いわき信用組合

旧経営陣が引き起こしました一連の不祥事件により、組合員並びにお客様、地域の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

当信用組合は、旧経営陣が長年にわたり引き起こしてきた一連の不祥事件により、令和7年5月29日に東北財務局より業務改善命令を受け、令和7年10月31日には金融庁より一部業務の停止命令を含む行政処分を受けました。

当信用組合では、金融庁に提出しました業務改善計画に基づき、経営管理態勢（ガバナンス）、法令等遵守態勢（コンプライアンス）、内部管理態勢、内部監査態勢等の強化・充実、反社会的勢力の遮断に向け、役職員一丸となって取り組んでいるところであり、今般、その進捗状況に関する報告書を金融庁に提出いたしましたので、令和8年9月時点の状況（一部10月以降の最新の状況を含みます）をご報告させていただきます。

当信用組合は引き続き、地域の皆さまからの信頼回復に全力で取り組み、地域に根ざした金融機関としての責務を果たすとともに、健全な経営体制の確立に努めてまいります。

いわき信用組合

理事長 金 成 茂

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

1. 一連の不祥事件の発生、経営陣による長期に亘る隠蔽 及び当局への事実と異なる報告に関する経営責任の明確化（責任追及を含む）	・・・ 1
--	-------

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立 （第三者により検証する態勢の整備を含む）	・・・ 2
---	-------

3. 全組合的な法令等遵守態勢の確立 （コンプライアンス意識が欠如した企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底）	・・・ 6
--	-------

4. 内部管理態勢の確立 （融資管理態勢の確立、厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立）	・・・ 7
---	-------

5. 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保	・・・ 8
-------------------------------	-------

II 承諾を得ずに開設された口座の名義人等に対する丁寧な説明の実施

承諾を得ずに開設された口座（無断借名融資）の名義人又はそのご家族への説明と謝罪の実施	・・・ 終了
--	--------

III 一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底

更なる調査の実施について	・・・ 9
--------------	-------

Ⅳ 反社会的勢力等との取引を直ちに遮断することと、反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立 【反社会的勢力遮断への取組みプラン】

反社会的勢力等との取引を直ちに遮断する（捜査機関への告訴の検討を行うことを含む）ことと、
反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立

・・・10

Ⅴ 業務の一部停止命令期間中の新規顧客に対する融資業務の停止への対応について

令和7年11月17日（月）から12月16日（火）までの間、新規顧客（既往取引のない者をいい、
命令発出日前に借入等の申込を受けている者を除く。）に対する融資業務の停止への対応について

・・・終了

Ⅵ 健全な企業風土を醸成するための研修の実施

全役職員が少なくとも一定期間通常業務から完全に離れ、法令等遵守に関して
金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成するための研修の実施

・・・15

Ⅶ 検査や報告に対する不適切な対応の再発防止と適切な受検・報告態勢の確立

当局による検査や報告命令に対する不適切な対応の再発防止の確保と、適切な受検・報告態勢の確立

・・・16

・今回より「反社会的勢力遮断への取組みプラン」の進捗状況も、当報告の中で合わせて報告しております。
・前回報告より進捗のあった箇所を、以降のページで下線で表しています。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

1. 一連の不祥事件の発生、経営陣による長期に亘る隠蔽 及び当局への事実と異なる報告に関する経営責任の明確化（責任追及を含む）

これまでの主な取組み状況

- 旧経営陣に対する役員退任慰労金の不支給及び返還請求
 - ・ 一連の不祥事件に関与したことを理由に、令和6年11月以降辞任した前会長ほか常勤役員7名については、役員退任慰労金を不支給とし、また、一連の不祥事件に関与していたその他の旧経営陣12名についても、支給済の役員退任慰労金の返還請求を行いました（令和7年12月）。
 - ・ 返還請求に応じない旧経営陣に対しては、返還請求の民事提訴を行いました（令和8年7月）。
- 旧経営陣に対する責任追及（民事責任・刑事責任）等
 - ・ 一連の不祥事件に関与していた旧経営陣（前会長ほか19名）については、福島地方裁判所いわき支部に民事訴訟を提起（役員の任務懈怠に基づく損害賠償請求）いたしました（令和7年12月）。
 - ・ 令和8年9月30日に2回目の裁判が行われており、今後も裁判の場において旧経営陣の責任について追及してまいります（令和8年9月）。
 - ・ 刑事責任については、告訴を行う方向で、引き続き弁護士と協議を進めております。
 - ・ また、一連の不祥事件に関与した当組合債務者（迂回融資・無断借名融資の資金を提供した先）及び反社会的勢力等に対する法的措置についても、引き続き弁護士と協議を進めております。
 - ・ なお、当組合は、東北財務局より協同組合の金融事業に関する法律に違反したとして告発されました（令和8年1月）。今後の捜査機関による捜査に誠実かつ真摯に対応し、捜査に全面的に協力してまいります。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（1） （第三者により検証する態勢の整備を含む）

これまでの主な取り組み状況

- 理事長の在任期間の制限
 - ・ 経営トップの長期在任を回避する観点から、理事長の在任期間を6年に制限することについて、令和8年6月開催の通常総代会に上程承認され、定款を変更しました（令和8年8月）。
- 役員としての知見の向上
 - ・ 経営監視委員会の提言を踏まえ、常勤役員を対象とする役員としての資質向上のためのトレーニング機会の確保を検討してまいります。なお、令和8年度は上部団体が実施する役員研修を受講する予定です（令和8年11月予定）。
 - ・ また、非常勤役員を対象とする金融機関業務に関する知見向上のためのトレーニング機会の確保も行っており、非常勤役員が金融機関業務に関する研修を受講しました（15ページ参照）（令和8年9月）。
- 理事会における審議の充実と準備の充実
 - ・ 議案資料を議論のポイントがわかりやすくなるように意識して作成することを開始しました（令和8年4月）。
 - ・ 非常勤理事に対して理事会資料の事前提示を開始しました（令和8年8月）。
 - ・ 今後、非常勤理事とも協議の上、さらなる充実を検討してまいります。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（2） （第三者により検証する態勢の整備を含む）

これまでの主な取り組み状況

- 常勤監事と非常勤監事との連携強化
 - ・ 常勤監事と非常勤監事間の連携強化のため、常勤監事が定期的に実施する各部店への監事監査に非常勤監事が一部同行することにした（令和7年8月監事会で決定）。職場環境や支店長のマネジメント力（部下の評価等）も確認する等、内容の充実を図っております。（令和8年2月より実施）
 - 常勤監事の職務執行状況の検証及び牽制機能強化
 - ・ 監事会において、前回監事会から今回監事会までの常勤監事の職務執行状況について報告を行っており、非常勤監事による牽制機能強化を図っております（令和8年2月より実施）。
 - ・ 代表理事や会計監査人との会合や、業務改善計画の進捗状況に関する監査も実施しております。（令和8年3月より実施）
 - ・ 経営監視委員会の提言を踏まえ、常勤監事と非常勤監事との連携強化等、当信用組合の現状の経営課題に即した監事監査に関連する規程に見直し、これらに即した監事監査を実施しております（令和8年6月）。
 - コンプライアンス委員会の見直し等
 - ・ これまで形式的な開催となっていた委員会については、全組織的なコンプライアンスへの取り組み状況等を管理・報告する体制構築に努めております。全国信用協同組合連合会による指導・サポートも受け、委員会の運営を含む法令等遵守態勢全般（経営トップのコンプライアンスに対する姿勢と対応、管理態勢、職員への教育・啓蒙態勢等）について再検証・見直しを行っており、他金融機関の好事例も積極的に導入することも進めております。
 - ・ 具体的には、同委員会へコンプライアンス統括部職員も出席し、委員会での議論や提言内容を実務へ迅速に反映し、また現場感覚を委員会へ共有できるようにしました（令和8年10月より実施）。
- ※ その他取り組みは「コンプライアンス推進態勢の強化に向けた対応状況」（6ページ）をご参照ください。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（3） （第三者により検証する態勢の整備を含む）

これまでの主な取り組み状況

- 経営監視委員会の設置・開催
 - ・ 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立に向け、①理事会による執行部への監督・牽制、②監事会又は監事による執行部及び理事会への監視・牽制、③執行部（常勤理事）による業務執行状況等について、中立性のもと多面的な視点から検証・評価するほか、必要な指導・提言を行う経営監視委員会を設置しております。
 - ・ これまで5回開催しており、第1回から第4回の議事の内容については、当組合のホームページに掲載しました「業務改善計画の進捗状況について」をご覧ください。
 - 第1回：令和7年9月30日開催
 - 第2回：令和8年1月8日開催
 - 第3回：令和8年3月26日開催
 - 第4回：令和8年7月22日開催
 - 第5回：令和8年10月2日開催（開催結果は次ページ参照）
- 経営懇話会の設置・開催
 - ・ 当信用組合の経営に総代のご意見や知見をより反映していくよう企業経営等に知見のある総代（9名）で構成する「経営懇話会」を設置いたしました（令和8年9月）。同会議は、原則年2回開催し、今後の当信用組合の経営についてご意見を伺うほか、当信用組合の経営の現状等について報告してまいります。
 - 第1回：令和8年11月12日開催予定

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（4） （第三者により検証する態勢の整備を含む）

第5回 経営監視委員会（令和8年10月2日開催）

（1）委員会の開催結果（概要）

- ・ 執行部より、前回の委員会以降の動き（業務改善計画の進捗状況、預金保険機構による債権買取、委員会からの提言事項の進捗状況等）について報告しました。
- ・ 各委員より、前回の委員会以降における委員の活動状況（重要会議の傍聴等）についてご報告、ご意見をいただきました。

（2）各委員からの主な意見・提言

○ 執行部からの報告に対して

- ・ 委員会の活動を深度あるものにするためにも、各種情報を速やかにかつ具体的に共有していただきたい。
- ・ 業務改善計画や委員会の提言事項で検討中のものが多い。引き続きスピード感が課題である。
- ・ 非常勤役員の方は、組合の経営の責任の一端を担っている。そのため、理事会で適切な経営判断をしていただくためにも委員会が提言した理事会運営や理事会資料の改善は大切なことである。

○ 委員の活動状況について

- ・ 理事会・監事会を傍聴したが、6月の新体制以降活発な議論が行われていることが伺えた。
- ・ 新任の非常勤役員の方と話をする機会があったが、現経営陣は前向きに真摯に取り組んでいるとのことがあった。

○ 上記以外の意見等について

- ・ 新体制になって3ヶ月経つので、非常勤役員の方に理事会の運営方法について、意見交換してみてもいいか。
- ・ 地域金融機関として、他の金融機関ではできないような中小零細事業者に寄り添ったサービスを心掛けていただきたい。それが信頼回復の一助になると思う。

（3）次回委員会の開催予定

- ・ 令和8年12月を目途に開催予定。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

3. 全組合的な法令等遵守態勢の確立

(コンプライアンス意識が欠如した企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底)

これまでの主な取り組み状況

- コンプライアンス推進態勢の強化に向けた対応状況
 - ・ コンプライアンス態勢の改善を図るため、他金融機関からの協力及び全信組連からのサポートを受け、「コンプライアンス規程」の見直しを行いました（令和8年2月）。
 - ※ 主な改正点
役職員の基本姿勢の明記、行動綱領・コンプライアンス基本方針の位置づけを定義、
理事会関係の承認・報告事項の見直し等
 - ・ また、今年度の「コンプライアンスプログラム」を策定いたしました（令和8年4月）。
- 反社会的勢力対応に関連する規程等の見直しに向けた対応状況
 - ・ 顧問弁護士の指導助言を受けながら、「反社会的勢力に対する基本方針」を見直しました（令和8年3月）。
 - ・ また、「反社会的勢力対応管理規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」の見直しを行いました（令和8年4月）。
 - ・ 今後定期的に上記の規程等に係る研修を実施してまいります。（令和8年10月に今年度1回目の研修を実施）
- 企業風土改善に向けた対応状況
 - ・ 組織体質の抜本改革・風通しの良い職場環境構築を図るべく、若手・中堅職員19名が主体となりボトムアップ型改革提案を行う「いわしん再生・改革プロジェクト」を継続して実施しております。
なお、同プロジェクトから提案のあった①職場のストレスチェック体制の再構築（ストレステストの外部委託化）、②ハラスメント等に係る相談窓口業務の外部専門事業者への委託化、③経営陣からの今後の経営ビジョンの発信（経営陣との意見交換会の開催）、④職員の昇格基準の見直し（年功序列型の廃止）についてはすでに実行済となっております。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

4. 内部管理態勢の確立

(融資管理態勢の確立、厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立)

これまでの主な取組み状況

- 内部管理態勢の強化に向けた対応
 - ・ 金庫などの重要施設への入退室管理を厳格化するため、顧問弁護士の指導助言を受けながら、鍵管理規程の改定を行いました（令和8年9月）。加えて、鍵管理事務の軽減と厳格化を図るため、鍵管理機を導入予定です（令和9年3月予定）。
 - ・ 文書管理体制についても、顧問弁護士の指導助言を受けながら見直しを進めております。一連の不祥事件に融資案件が深く関わっていることを受け、融資関連の規程を優先で見直しを進めております（令和8年6月より実施）。
- 役職員による書類への代筆防止策
 - ・ 氏名の漢字・ひらがな・カタカナ・数字（0～9）の自署した「職員筆跡確認用シート」を全役職員分を徴求し、営業店では営業店全員の「職員筆跡確認用シート」を支店長以下検印席は常備させ、また全職員分の筆跡をPDFにしてその閲覧が可能な状態にしました。それを基に書類のチェックを行う態勢を構築することで、牽制機能を発揮してまいります（令和8年7月）。
- 与信先の関連先認定方法の見直しとグルーピング強化
 - ・ 大口融資先に対する迂回融資を防止するために、関連先企業の認定基準が明確になるよう規程を見直し、適正なグループ管理ができるようにいたしました（令和8年7月）。
- 営業店事務の検証強化
 - ・ 事務管理部の職員が営業店を臨店し、新たに制定した規程等に係る営業店事務の確認と指導を開始しました（令和8年8月）。
- 犯罪収益移転防止法の対応
 - ・ 「取引時確認事務取扱要領」を改定して、口座開設時等に確認すべき内容を改めて整理し、文書で職員へ周知しました。また法人口座開設時の留意事項等を記載したポスターを作成し、店頭に掲示しました（令和8年9月）。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

5. 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保

これまでの主な取り組み状況

- 内部監査態勢の改善・強化に向けた対応
 - ・ 監査の中長期方針や年度計画の策定、内部監査の品質評価体制の構築、監査員の人材育成や客観性の確保等を主軸に、監査関連の規程類の見直しを行いました（令和8年3月）。
 - ・ また、監査の実施時期を変則的に設定し、営業店職員が監査臨店時期を予測できないよう対応いたしました。実施頻度については、各部店における事務不備等の発生状況を評価・検証し、当該部店への監査実施頻度を決定しております（令和8年度より実施）。
 - ・ 監査項目の見直しも行い、法令遵守態勢、内部管理態勢、コンプライアンスに対する姿勢等も検証しております。また、企業風土の改革状況を確認するため、職場環境や各営業店・本部の所属長等のマネジメント力も検証し、臨店内部監査実施時に、無記名アンケートや職員面談も随時実施しております（令和8年度より実施）。
 - ・ これらの監査態勢については、今後理事会へ報告して確認を受けるとともに、経営監視委員会の評価も受けてまいります。
- 現金検査
 - ・ 同一の建物内において、検査時のみ本部管理の現金を営業店管理の現金不足へ流用していた事例を踏まえ、事務管理部所管現金、経理部所管現金、本店営業部所管現金の検査を、同じタイミングで抜き打ちで実施しております（令和8年より実施）。
- 役職員による書類への代筆防止
 - ・ 役職員による書類への代筆防止策のチェックを、監査項目と自店検査項目に追加しました（令和8年9月）。

Ⅲ 一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底

更なる調査の実施について

これまでの主な取組み状況

- 更なる調査の実施状況
 - ・ 旧経営陣に対する徹底した責任追及とより適切な再発防止を講じるため、更なる内部調査を継続しておりましたが、監事監査の中で、旧経営陣が過去に実施した取引に関連し、不適切な経費支出（平成30年1月～令和8年3月まで総額2,369万円）によって融資先の当組合に対する返済資金の一部に充てられるとともに、旧役員に利益が及んでいた事案が判明しました（令和8年6月）。
 - ・ 本件については、関与者の処分等を含め、顧問弁護士と今後の対応について引き続き協議の上、当組合として必要に応じて法的措置を実施してまいります。
 - ・ 当組合としては、現経営陣発足以前から継続していた事案ではありますが、早期発見に至らなかったことについて真摯に受け止めております。今後、内部管理態勢および牽制機能の強化を図り、再発防止に取り組んでまいります。
なお、現時点で、他に本件と同様の不適切な支出は確認されておりません。

Ⅳ 反社会的勢力等との取引を直ちに遮断することと、反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立

反社会的勢力等との取引を直ちに遮断する（捜査機関への告訴の検討を行うことを含む）ことと、
反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立（１）

反社会的勢力遮断への取組みプラン

Ⅰ 私たちは反社会的勢力との取引を遮断します

取組みプラン	取組み状況
① 反社会的勢力との預金取引をはじめ一切の取引関係の解消を図ってまいります。	・ 融資取引がある先とその関連先を除いて対応終了（令和８年６月）
② 融資取引については、預金保険機構の特定回収困難債権買取制度を活用し解消を図ってまいります。	・ 当該債権は全て買取されることが決定いたしました（令和８年６月）。 ・ 融資取引がある先とその関連先の預金口座については、順次解約処理を行う予定です。
③ 取引開始時のチェックを徹底し、反社会的勢力との取引を入口で阻止します。	・ 対応終了（業務対応マニュアルの整備（チェック項目拡大、検証体制強化等）：令和７年１２月、反社チェックツールの導入：令和８年３月）

Ⅱ 私たちは反社会的勢力に強い組織を作ります

取組みプラン	取組み状況
① 「反社会的勢力に対する基本方針」を遵守します。	・ 外部講師による反社会的勢力への対応に関する研修、法令等遵守に関する研修を、今年度も継続して受講しております（15ページ参照）。 ・ （基本方針は当組合ホームページに掲載しております。）
② 役職員への指導を担う警察ＯＢを採用します。	・ 警察ＯＢの方と顧問契約を締結しました（令和７年１２月）。 ・ 顧問契約先とは別に警察ＯＢの方を非常勤理事に招聘しました（令和８年６月）。 ・ 引き続き警察ＯＢの方の採用活動を進めております。

Ⅳ 反社会的勢力等との取引を直ちに遮断することと、反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立

反社会的勢力等との取引を直ちに遮断する（捜査機関への告訴の検討を行うことを含む）ことと、
反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立（２）

反社会的勢力遮断への取組みプラン

Ⅱ 私たちは反社会的勢力に強い組織を作ります

取組みプラン	取組み状況
③ 反社会的勢力への法的対応のため、法律事務所と契約します。	・対応終了（法律事務所と契約：令和７年11月）
④ 内部監査の内容や方法を見直し、監査態勢を強化します。	・対応終了（「監査規程」および「内部監査実施要領」の改定：令和８年３月）
⑤ 「反社会的勢力対応マニュアル」を実践的な内容に再整備のうえ、研修を定期的実施します。	・ <u>マニュアルを再整備し、定期的に研修を実施しております（６ページ参照）。</u>

Ⅲ 私たちは外部専門機関と連携強化します

取組みプラン	取組み状況
① 新たな法律事務所を外部通報窓口とし、役員間での相互監視体制を強化します。	・対応終了（当組合と利害関係のない法律事務所と契約：令和８年２月）
② 暴力追放運動推進センター等が行う地域・職域の暴力団排除活動に積極的に参加します。	・ <u>暴力追放運動推進センターが実施する「不当要求防止責任者講習」を全コンプライアンス責任者が順次受講しております（令和８年５月～）。</u>

IV 反社会的勢力等との取引を直ちに遮断することと、反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立

反社会的勢力等との取引を直ちに遮断する（捜査機関への告訴の検討を行うことを含む）ことと、
反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立（3）

反社会的勢力遮断への取組みプラン

IV 私たちは不正行為への責任追及を徹底します

取組みプラン	取組み状況
① 旧経営陣への法的な責任追及（民事訴訟提起・刑事告訴）を行います。	・ 民事訴訟を提起しました（1 ページ参照）。
② 不正行為に関わった反社会的勢力への責任追及を行います。	・ 弁護士と協議を進めております（1 ページ参照）。

V 私たちは説明責任を果たします

取組みプラン	取組み状況
① 今後、この取組みプランの履行状況を当局へ報告します。	・ 定期的に報告しております。
② その内容はホームページで公表し、組合員の皆様、お客様、地域の皆様へ透明化を図ってまいります。	・ 今後も継続して公表してまいります。

IV 反社会的勢力等との取引を直ちに遮断することと、反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立

取り組み状況・当面の取り組みスケジュール(1)

	令和 8 年 6 月 以前	令和 8 年 7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和 9 年 1 月
I. 取引遮断								
① 取引関係解消（預金取引）								
・ 弁護士と相談・協議	令和 7 年 11 月に実施済							
・ 預金口座解約手続	令和 7 年 11 月より実施中							
② 融資取引の解消								
・ 買取の仮申込	令和 7 年 11 月に実施済							
・ 買取の正式申込	令和 8 年 5 月に実施済							
・ 機構の買取可否決定	令和 8 年 6 月に終了							
・ 売却の実施								
③ 取引開始時のチェック徹底								
・ 反社リスト整備（特別調査委員会の結果反映）	令和 7 年 11 月に実施済							
・ 相手方への反社条項の実施徹底	令和 7 年 12 月に実施済							
・ 名寄せ項目の拡大	令和 7 年 12 月に実施済							
・ 職員への周知・指導	令和 7 年 12 月に実施済							
II. 組織構築								
① 基本方針の遵守	令和 7 年 11 月に実施済							
② 警察 O B と顧問契約締結	令和 7 年 12 月に実施済							
③ 警察 O B の採用								
・ 選考手続	職員採用を継続中							
・ 採用								
④ 法律事務所と契約	令和 7 年 11 月に実施済							
⑤ 監査態勢の強化								
・ 融資案件書類の検証	随時実施							
・ 営業店の名寄せ調査の適切性検証	随時実施							
⑥ 対応マニュアルの再整備等								
・ 対応マニュアルの再整備	令和 8 年 4 月に実施済							
・ 定期的な研修実施（年 2 回以上）	随時実施							

※ 色掛けは取り組み期間

※ ☆は実施時期

Ⅳ 反社会的勢力等との取引を直ちに遮断することと、反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立

取り組み状況・当面の取り組みスケジュール(2)

	令和 8 年 6 月 以前	令和 8 年 7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和 9 年 1 月
Ⅲ. 外部機関との連携強化								
① 外部通報窓口の設置	令和 7 年 12 月に契約済							
② 地域の排除活動への積極参加	随時実施							
Ⅳ. 責任追及								
① 旧経営陣への責任追及								
・民事提訴の準備・提訴実施	令和 7 年 1 2 月に一部実施済							
・刑事告訴の準備・告訴実施	令和 7 年 1 1 月より準備中							
② 反社会的勢力への責任追及								
・弁護士と相談・協議	令和 7 年 1 1 月に開始済							
・捜査当局への相談	令和 7 年 1 2 月に開始済							
・責任追及の開始	令和 7 年 1 2 月より準備中							
Ⅴ. 説明責任（本プランの履行状況）								
① 当局報告	令和 8 年 3 月基準日掲載済	☆			☆			☆
② ホームページ掲載		☆			☆			☆

※ 色掛けは取り組み期間

※ ☆は実施時期

VI 健全な企業風土を醸成するための研修の実施

全役職員が少なくとも一定期間通常業務から完全に離れ、法令等遵守に関して
金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成するための研修の実施

これまでの主な取組み状況

- 令和7年度は全役職員が法令遵守に関して金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成することを目的として、業務停止期間中を中心に以下の研修を実施しました。（一人あたり5日間受講）（令和8年1月終了）
 - ①反社会的勢力対応研修（コンプライアンスを含む）（2回）
 - ②コンプライアンス研修
 - ③金融・融資法務研修
 - ④不祥事防止研修
- 令和8年度も引き続き以下の研修を実施・受講しております。
 - ①金融法務基礎講座（令和8年9月終了）
 - ②コンプライアンス講座（管理職層向け）（令和8年9月終了）
 - ③コンプライアンス講座（役席者・一般職層向け）（令和8年12月予定）
 - ④クレーム・反社会的勢力対策と対策実践講座（令和8年8月終了）
 - ⑤コンプライアンスセミナー（令和9年1月予定）

VII 検査や報告に対する不適切な対応の再発防止と適切な受検・報告態勢の確立

当局による検査や報告命令に対する不適切な対応の再発防止の確保と、適切な受検・報告態勢の確立

これまでの主な取組み状況

- 役職員の意識向上と企業風土の改善
 - ・ 役職員が法令等を遵守し、当局による検査・報告命令に適切に対応するよう、今般の行政処分を受けて実施した法令等遵守に関する研修（職場離脱による集中的な研修）をはじめとする定期的な研修カリキュラムの実施、役員から職員への法令等遵守等に関する直接のメッセージ発信等を継続して実施し、役職員の意識向上、企業風土の改善を進めております（令和7年度より実施）。
- 実務プロセスの確立と強化
 - ・ 一連の不祥事件（旧経営陣による当局への虚偽報告等）を踏まえ、特定の役職員が、意図的に虚偽の報告・回答を行うことを防止するため、当局等の外部への提出書類・回答書等については、一次作成者とは別の上席（管理者）において、記載内容が事実に基づいているか、誤解を招く表現となっていないか等をレビューする態勢としております。また、役員が当該書類の作成を担う場合も、他の役員が最終検証と承認を行う決裁プロセスとしております（令和7年度より実施）。
- 態勢と規程の整備
 - ・ コンプライアンス統括部が検査・報告命令に関する情報集約や対応方針の決定を一元的に管理・対応する体制構築のほか、担当者の役割、資料作成や提出時のチェック態勢等を具体的に示した「検査・報告命令対応マニュアル」を策定しました。
特に、違反時の罰則に関しても明記することで、役職員の検査・報告に対する取組姿勢や意識の改善を図っております（令和8年9月）。